**平成２７年（フ）第１６２号**
奈良県大和高田市大字市場792番地11　Ｍｉｌｋｙ Ｗａｙ103号、前住所奈良県大和高田市大字野口693番地３
債務者　岡本　量寛（旧姓髙谷）
１　決定年月日時　平成27年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２７年（フ）第１７２号**
奈良県橿原市白橿町５丁目１番９―301号
債務者　土井　泰子
１　決定年月日時　平成27年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２７年（フ）第３６４号**
埼玉県ふじみ野市上福岡４丁目５番19号　シティコーポ103号
債務者　安田　秀樹
１　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２７年（フ）第２８６４号**
大阪府八尾市南久宝寺１―60―３　チュリス久宝寺105号室、住民票上の住所大阪府東大阪市中小阪２丁目17番15号
債務者　西田　有希
１　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２９２２号**
大阪府枚方市東牧野町11番３―307号
債務者　野中　葉子
１　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２９４１号**
大阪府門真市宮前町８番23号ドリームハイツ宮前303号
債務者　浦上　栄二
１　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２９５４号**
大阪市此花区高見１丁目７番15―802号
債務者　菊池　則子
１　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３１２５号**
大阪府枚方市高野道２丁目38番25号
債務者　井垣　　了
１　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３１４２号**
大阪市淀川区野中南１丁目７番２号　スミレヴィラ１Ｃ号
債務者　山口　朝男
１　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３２９６号**
大阪市福島区大開４丁目１番11―509号
債務者　徐　　恩淑（旧姓小山田）
１　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３３００号**
大阪市東淀川区大桐２丁目14番16号ハイムポーロニア302号室、住民票上の住所大阪市東淀川区大桐２丁目14番16号ハイムポーロニア302号
債務者　青木　弓子（旧姓角森）
１　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３３０２号**
大阪市浪速区恵美須西３丁目14番31号第二大隅アパート201号
債務者　的場　幸雄
１　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１３０号**
岡山県井原市東江原町373番地３
債務者　坂根　友昭
１　決定年月日時　平成27年８月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２７年（フ）第１４６号**
岡山県都窪郡早島町前潟518番地　シティハイム早島Ａ102
債務者　宮西　幹夫
１　決定年月日時　平成27年８月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２７年（フ）第１５４号**
岡山県倉敷市玉島勇崎990番地14
債務者　大角　良高（旧姓宗友）
１　決定年月日時　平成27年８月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２７年（フ）第１５５号**
岡山県倉敷市東塚３丁目22番25号
債務者　阿部　悦子
１　決定年月日時　平成27年８月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係